

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………(総務局人事部調査課)…一
 - 東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)…二
 - 東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)…二
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)…二
 - 東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………(会計管理局管理部会計企画課)…三
- ### 告示
- 令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額……………(政策企画局総務部総務課)…三
 - 令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額……………(生活文化局総務部総務課)…四
 - 特定計量器定期検査の実施(四件)……………(生活文化局計量検定所検査課)…五
 - 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…六
 - 都営住宅の使用料の変更……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)…七
 - 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)…九
 - 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………(同)…一〇
 - 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)…一二
 - 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………(同)…一二
 - 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………(環境局自然環境部計画課)…二

公告

- 令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額……………(福祉保健局総務部職員課)…三
- 令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額……………(産業労働局総務部職員課)…三
- 令和三年における火光利用さば漁業の許可又は起業認可の申請期間等……………(産業労働局農林水産部水産課)…四
- 令和三年におけるあじ・さば棒受け網漁業の許可又は起業認可の申請期間等……………(同)…四
- 都道の区域変更(三件)……………(建設局道路管理部路政課)…四
- 平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部改正……………(会計管理局管理部公金管理課)…六

規則

- 東京体育館の休館日の変更……………(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)…六
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………(同)…六
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同)…六
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………(同)…九
- 東京武道館の休館日の変更……………(同)…九
- 東京武道館の開場時間の変更……………(同)…九
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………(同)…一〇
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………(同)…一〇
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更……………(同)…一〇
- 武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更……………(同)…一〇

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第三百三十七号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号)の一部を次のように改正す

る。

別表三 七の部(五)の項中「大島町波浮十八番地」を「大島町波浮港十七番地」に改める。

附則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十八号

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則

東京都シルバーバス条例施行規則(平成十二年東京都規則第三百四十号)の一部を次のように改正する。

別表中

「京王バス東株式会社
関東バス株式会社

を「関東バス株式会社」に、

「京王バス南株式会社」を「京王バス株式会社」に、

「京王バス中央株式会社
株式会社新日本観光自動車

を「株式会社新日本観光自動車」に

改める。

附則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十九号

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則

東京都身体障害者手帳に関する規則(平成十二年東京都規則第二百五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「下記のとおり申請(届出)します。

「下記のとおり申請(届出)します。

また、手帳の様式については、〔紙様式・カード様式〕を希望します(交付を「希望する様式を○で囲んでください。）。

「脱着」を「原則として、脱着」に改める。

附則

1 この規則は、令和二年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都身体障害者手帳に関する規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十年東京都規則第二百四号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

「(申請項目を○で囲んでください。)

「(申請項目を○で囲んでください。)

また、手帳の様式については、〔紙様式・カード様式〕を希望します(交付を「希望する様式を○で囲んでください。）。

改める。

附則

- 1 この規則は、令和二年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百一十一号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、収支命令者は、会計管理者が別に定める場合にあつては、印鑑の正誤の調査を省略することができる。

第五十条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、収支命令者は、会計管理者が別に定める場合にあつては、印鑑の調査を省略することができる。

第六十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該申出が会計管理者が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行われる場合は、この限りでない。

第八十三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 局長又は所長は、会計管理者が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により、前項本文の精算書を提出させることができる。

第八十三条の二第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

附則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

告示

●東京都告示第千二百六号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
政策企画局	政策調整事務専門員	月額	194,400円
政策企画局	計画業務支援員	月額	194,400円

附則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

●東京都告示第千二百七号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小池百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
生活文化局	検査業務専門員	月額	194,400円
生活文化局	生活文化局アシスタント職員（困難業務）	時間額	1,400円

附則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

●東京都告示第千二百八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年九月三十日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 江東区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和二年十一月二日から同年十二月二十五日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

の名称

●東京都告示第千二百九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年九月三十日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 足立区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和二年十一月十日から令和三年二月五日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千二百十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年

通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年九月三十日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 世田谷区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和二年十二月七日から令和三年三月二十六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千二百十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年九月三十日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 墨田区及び江東区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日

令和三年一月十二日から同年三月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千二百十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき神田練堀町地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

神田練堀町地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年六月二十三日から令和二年九月三十日まで

三 施行地区

千代田区神田練堀町及び神田松永町各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

千代田区神田佐久間町一丁目十四番

平成二十七年六月二十三日

五 変更の内容

事業施行期間を令和三年九月三十日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和二年九月三十日

●東京都告示第千二百十三号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和二年十月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（7号棟）	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	50,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート（13号棟）	新宿区戸山2-13	33.8	1	28,200	64,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート（21号棟）	新宿区戸山2-21	38.8	1	32,700	69,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート（21号棟）	新宿区戸山2-21	38.3	1	32,000	66,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート（10号棟）	新宿区戸山2-10	40.1	1	33,800	78,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート（10号棟）	新宿区戸山2-10	40.1	1	34,000	79,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート（4号棟）	新宿区戸山2-4	38.3	1	32,500	69,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート（25号棟）	新宿区戸山2-25	41.3	2	35,200	74,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート（11号棟）	新宿区戸山2-11	40.3	1	35,000	76,500
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,200	47,100
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27	42.2	2	29,800	51,500
一般都営	高層耐火	白鷺東アパート（8号棟）	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	64,900
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（8号棟）	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,700	46,900
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート（35号棟）	江東区東砂7-17	51.2	1	41,900	70,800
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（5号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（13号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（16号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート（21号棟）	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	50,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（1号棟）	江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	38,100
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（2号棟）	江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	35,600
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（3号棟）	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	81,100
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート（13号棟）	江東区扇橋3-20	55.9	1	46,700	69,800
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート（2号棟）	江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	67,200
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート（9号棟）	江東区森下3-13	54.0	1	45,100	76,500
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート（5号棟）	品川区八潮5-1	62.1	1	54,400	86,700
一般都営	中層耐火	東六郷一丁目アパート（11号棟）	大田区東六郷1-14	36.7	1	28,500	50,800
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第2アパート（11号棟）	大田区大森西4-13	55.9	1	45,900	78,900
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート（1号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,000	71,800
一般都営	中層耐火	中野本町五丁目アパート（1号棟）	中野区本町5-8	39.0	1	28,500	64,100
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート（2号棟）	杉並区井草3-5	39.0	1	29,700	54,700
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート（19号棟）	豊島区堀の内3-49	37.9	1	28,000	44,300
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート（4号棟）	豊島区駒込2-2	51.2	2	43,200	71,400
一般都営	中層耐火	西ヶ原一丁目アパート（12号棟）	北区西ヶ原1-19	36.4	1	28,500	36,100

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	52,900
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,400	37,100
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(12号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	28,000	38,000
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート(1号棟)	板橋区前野町4-36	43.9	1	33,100	48,200
一般都営	中層耐火	前野町六丁目第2アパート(2号棟)	板橋区前野町6-51	48.1	1	37,100	68,000
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-6	48.1	1	37,600	72,300
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート(10号棟)	板橋区坂下1-36	51.0	2	38,500	62,900
一般都営	中層耐火	前野町二丁目アパート(10号棟)	板橋区前野町2-26	55.9	1	42,800	78,300
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(6号棟)	練馬区富士見台3-54	39.0	1	29,000	54,800
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(4号棟)	練馬区北町8-30	55.9	1	44,100	87,400
一般都営	中層耐火	貫井二丁目アパート(2号棟)	練馬区貫井2-18	55.9	1	44,100	87,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	48,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(17号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(41号棟)	練馬区石神井町1-1	37.3	1	27,200	52,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(43号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,700
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目アパート(3号棟)	練馬区関町北3-33	55.9	1	43,300	83,600
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(3号棟)	足立区西保木間3-2	36.7	1	24,600	38,400
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,700	37,400
一般都営	中層耐火	弘道一丁目アパート(2号棟)	足立区弘道1-24	61.5	1	46,800	92,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	33,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(19号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	39,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(11号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,300	42,300
一般都営	高層耐火	上沼田第3アパート(15号棟)	足立区江北7-13	37.9	1	25,600	39,200
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(3号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,000	39,700
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(5号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,200	38,200
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(3号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,400	41,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(6号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	25,800	38,200
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(8号棟)	足立区花畑8-4	41.7	1	28,100	41,500
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,100	43,100
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(2号棟)	足立区舎人6-11	42.3	1	29,500	40,100
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(3号棟)	足立区舎人6-12	42.3	1	29,500	40,100
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	39,500	65,900

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(4号棟)	足立区青井3-30	55.9	1	41,400	78,000
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(6号棟)	葛飾区柴又3-17	51.0	1	37,400	66,200
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,100	61,600
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	65,100
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	69,200
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート(1号棟)	葛飾区小菅3-6	55.9	1	41,600	74,000
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,300	43,400
一般都営	中層耐火	東小松川二丁目アパート(1号棟)	江戸川区東小松川3-21	39.0	1	29,200	41,000
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	62,400
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	67,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	78,800
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	86,200
一般都営	高層耐火	臨海町二丁目アパート(6号棟)	江戸川区臨海町2-2	62.0	1	49,900	98,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-4号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	43,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-1号棟)	八王子市松が谷5	56.8	1	30,900	58,400
一般都営	中層耐火	長房西アパート(ニシニ1号棟)	八王子市長房町89-1	51.0	1	27,100	48,300
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート(1号棟)	八王子市大和田町7-6	60.9	1	33,300	64,200
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第2アパート(24号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-3	48.1	1	36,600	83,300
一般都営	中層耐火	関前四丁目アパート(2号棟)	武蔵野市関前4-12	48.1	1	35,900	71,900
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(2号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,100	86,400
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(3号棟)	三鷹市上連雀7-25	51.0	1	36,800	75,300
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(4号棟)	三鷹市上連雀9-34	55.9	1	41,100	81,200
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(10号棟)	三鷹市上連雀9-33	51.0	1	37,700	78,500
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀9-13	51.0	1	37,100	73,600
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(2号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,000	88,000
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート(2号棟)	府中市栄町1-3	48.1	1	28,800	67,400
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(5号棟)	府中市晴見町2-18	58.1	1	35,700	84,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	2	25,100	55,800
一般都営	中層耐火	菊野台一丁目アパート(1号棟)	調布市菊野台1-7	62.1	1	38,900	98,600
一般都営	中層耐火	調布ヶ丘二丁目アパート(2号棟)	調布市調布ヶ丘2-28	55.9	1	35,700	88,400
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(2号棟)	町田市中町4-8	59.6	1	35,200	77,100
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(4号棟)	町田市中町4-7	59.6	1	35,800	82,300
一般都営	中層耐火	金森第5アパート(6号棟)	町田市金森2-34	63.2	1	39,800	79,700

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（14号棟）	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	59,400
一般都営	高層耐火	成瀬アパート（6号棟）	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	64,600
一般都営	高層耐火	成瀬アパート（5号棟）	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,400	65,400
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート（4号棟）	町田市忠生4-6	55.9	1	30,300	57,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート（6号棟）	町田市相原町3190	55.9	1	29,700	58,800
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート（8号棟）	町田市相原町3190	55.9	1	30,200	59,800
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート（3号棟）	小金井市東町2-5	55.9	1	35,200	82,700
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート（25号棟）	国分寺市南町3-9	59.6	2	38,200	103,100
一般都営	中層耐火	国立東三丁目アパート（1号棟）	国立市東3-17	51.0	1	28,100	60,900
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート（1号棟）	西東京市南町4-23	55.9	1	33,400	78,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート（6号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート（18号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート（48号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート（50号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	47,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-3-4号棟）	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-3-7号棟）	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-3-5号棟）	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（1-2-1号棟）	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（3-4-4号棟）	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（3-4-6号棟）	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（4-1-1号棟）	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地（4-4-1号棟）	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	39,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（2-4-2号棟）	多摩市貝取2-4	55.9	1	29,800	53,200

●東京都告示第千二百十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
 三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
 同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

昭島福島町アパート
(3号棟)

昭島市福島町千三番地四

高層耐火

三四・六平方メートル

九六戸

二六、六〇〇円

六五、五〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

四〇戸

三一、一〇〇円

七六、五〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

一〇戸

三六、八〇〇円

九〇、六〇〇円

同右

同右

同右

四七・九平方メートル

八戸

三六、九〇〇円

九〇、七〇〇円

同右

同右

同右

五七・四平方メートル

一四戸

四四、二〇〇円

一〇八、七〇〇円

昭島福島町アパート
(4号棟)

昭島市福島町九百六十一番地
六

中層耐火

三四・六平方メートル

一六戸

二六、六〇〇円

六五、四〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三一、一〇〇円

七六、四〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

四戸

三六、八〇〇円

九〇、五〇〇円

同右

同右

同右

五七・三平方メートル

同右

四四、一〇〇円

一〇八、三〇〇円

村山アパート
(113号棟)

武蔵村山市緑が丘千四百六十番地

高層耐火

三四・六平方メートル

三〇戸

二五、八〇〇円

五九、六〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

五〇戸

三〇、二〇〇円

六九、六〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

一〇戸

三五、七〇〇円

八二、四〇〇円

同右

同右

同右

五七・五平方メートル

同右

四三、〇〇〇円

九九、〇〇〇円

同右

同右

同右

三四・六平方メートル

八戸

二五、八〇〇円

五九、四〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

四〇戸

三〇、二〇〇円

六九、四〇〇円

同右

同右

同右

四七・九平方メートル

八戸

三五、八〇〇円

八二、三〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

同右

三五、七〇〇円

八二、二〇〇円

同右

同右

同右

五七・四平方メートル

同右

四二、九〇〇円

九八、六〇〇円

●東京都告示第千二百十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都

営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一

条において準用する同条例第五十六條第一項第三号の規定

に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令

和二年十月一日から実施するので、同条例第三条第三項の

規定により告示する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10	51.3	1	37,000
改良	中層耐火	立花四丁目アパート（1号棟）	墨田区立花4-30	48.1	1	35,200
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート（5号棟）	江東区東陽1-39	36.6	1	29,800
改良	中層耐火	幡ヶ谷三丁目第2アパート（52-1号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-52	51.2	1	44,200
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（2号棟）	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,400
改良	高層耐火	昭島玉川町アパート（2号棟）	昭島市玉川町1-8	38.2	2	18,100
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（15号棟）	墨田区堤通2-8	60.8	1	44,300
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（15号棟）	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,300

●東京都告示第千二百十六号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数

昭島福島町アパート駐 昭島市福島町千三番 九二区画
車場 地四

熊川アパート駐車場 福生市熊川千三百二 二三八区画
十五番地一ほか

●東京都告示第千二百十七号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和二年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数

平井三丁目第2アパー 江戸川区平井三丁目 七区画
ト駐車場 四番

●東京都告示第千二百十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事

業者（以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
総合警備保障株式会社

二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
港区元赤坂一丁目六番六号

三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表取締役社長 青山 幸恭

●東京都告示第千二百十九号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	宿泊療養施設運営等事務専門員	月額	194,400円

附則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

●東京都告示第千二百二十号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
産業労働局	管理業務専門員	月額	194,400円
産業労働局	認定・事業内職業訓練事務補助員	月額	194,400円
産業労働局	職業能力開発センター講師・生徒事務補助員	月額	194,400円

附則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

●東京都告示第千二百二十一号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和三年における火光利用さば漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小池百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和二年十月一日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
四十隻

●東京都告示第千二百二十二号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和三年におけるあじ・さは棒受け網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小池百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和二年十月一日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
六十五隻

●東京都告示第千二百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和二年九月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和二年九月三十日

東京都知事 小池百合子

一(一) 路線名 伊奈福生

(二) 変更の区間 福生市大字福生六百四十三番一地先から同市東町一番七地先まで

(三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

二(一) 路線名 瑞穂あきる野八王子

(二) 変更の区間 福生市大字福生六百六十二番一地先から同市本町百四十二番七地先まで

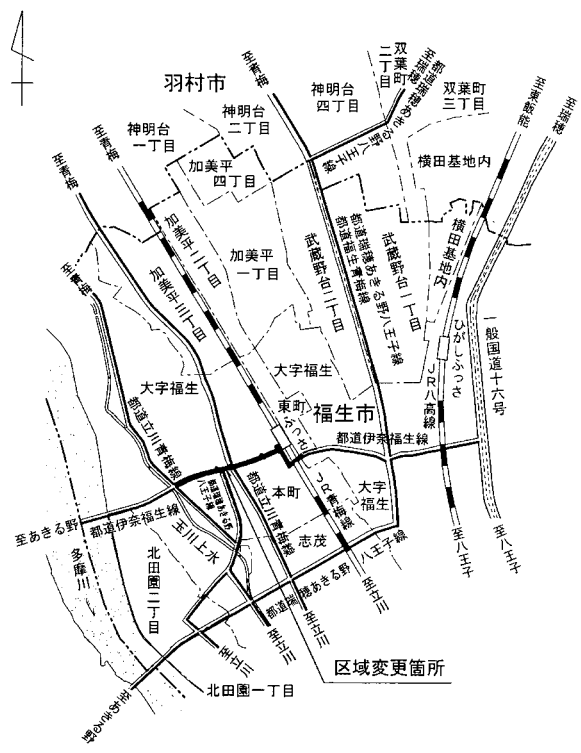
(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

別図

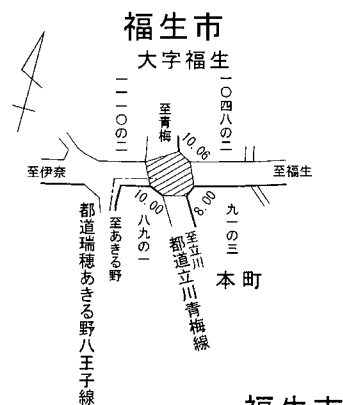
都道伊奈福生線 都道瑞穂あきる野八王子線 福生市大字福生く東町 区域変更略図



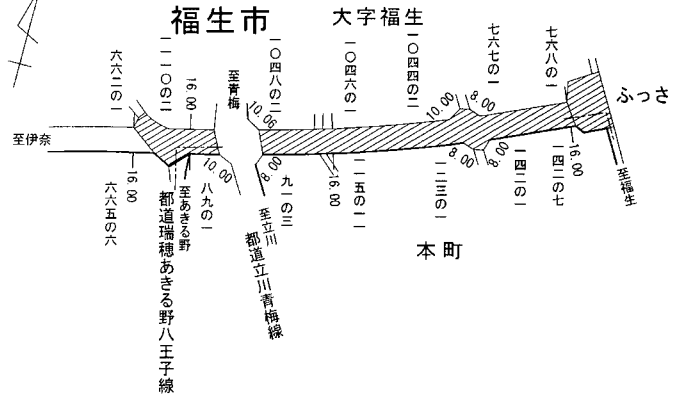
- 重用廃止区域
- (1) ①都道伊奈福生線 (都道立川青梅線との重用廃止)
 - 延長 三二・二六メートル
 - 面積 七〇四・一九平方メートル
 - (2) ①都道瑞穂あきる野八王子線 (都道立川青梅線との重用廃止)
 - 延長 三二・二六メートル
 - 面積 七〇四・一九平方メートル
 - (2) ②都道瑞穂あきる野八王子線 (都道伊奈福生線との重用廃止)
 - 延長 五、二七〇・六六平方メートル
 - 面積 三二・二六メートル
- 廃止区域
- (1) ②都道伊奈福生線
 - 延長 六五・一四メートル
 - 面積 九、二六五・九八平方メートル



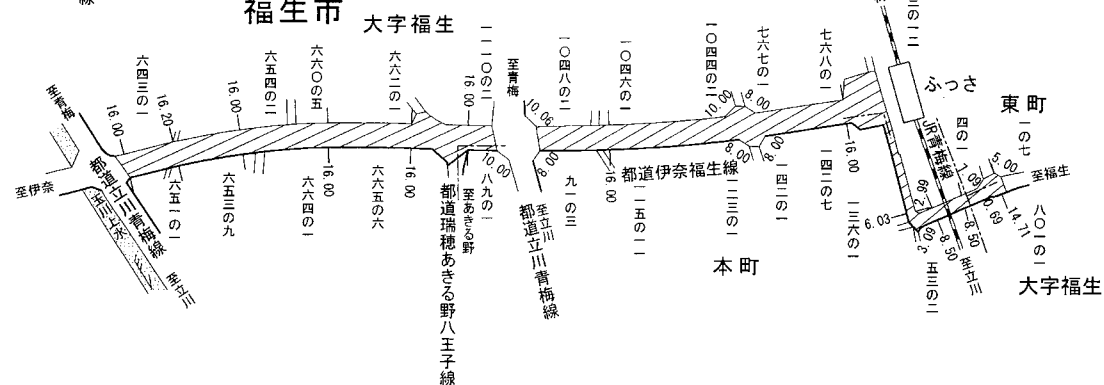
- (1) ①都道伊奈福生線
- (2) ①都道瑞穂あきる野八王子線 (都道立川青梅線との重用廃止)



- (2) ②都道瑞穂あきる野八王子線 (都道伊奈福生線との重用廃止)



- (1) ②都道伊奈福生線



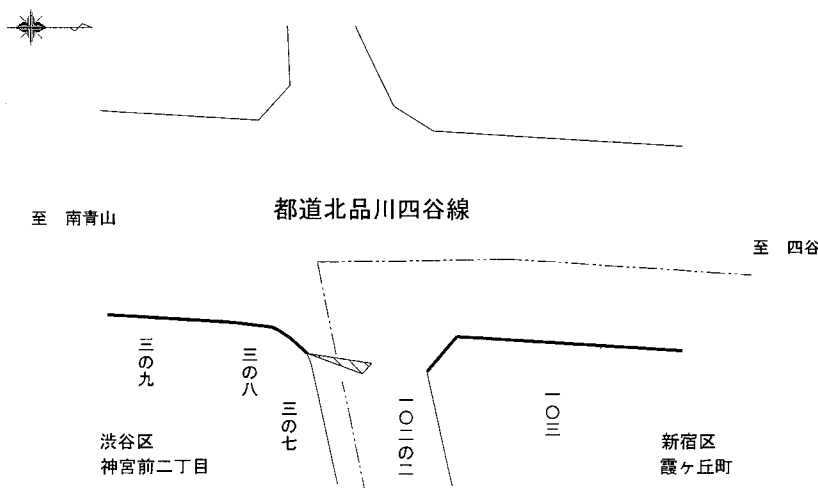
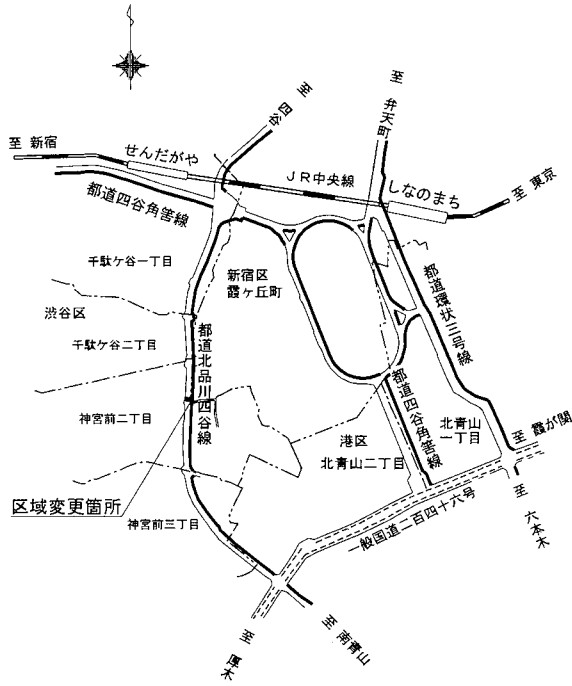
●東京都告示第千二百二十四号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道北品川四谷線区域変更略図

渋谷区神宮前二丁目～新宿区霞ヶ丘町

一般国道
 都道
 特別区道
 廃止区域
 延長 六・九六メートル
 面積 四・二七平方メートル



その関係図面は、令和二年九月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和二年九月三十日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 北品川四谷
- 二 変更の区間 渋谷区神宮前二丁目三番八地先から新宿区霞ヶ丘町百二番二地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

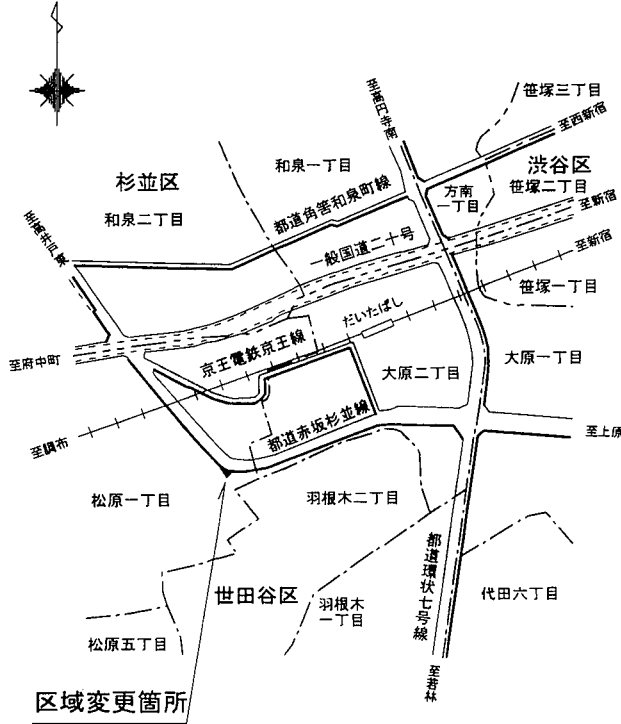
別図

都道赤坂杉並線区域変更略図
世田谷区松原一丁目地内

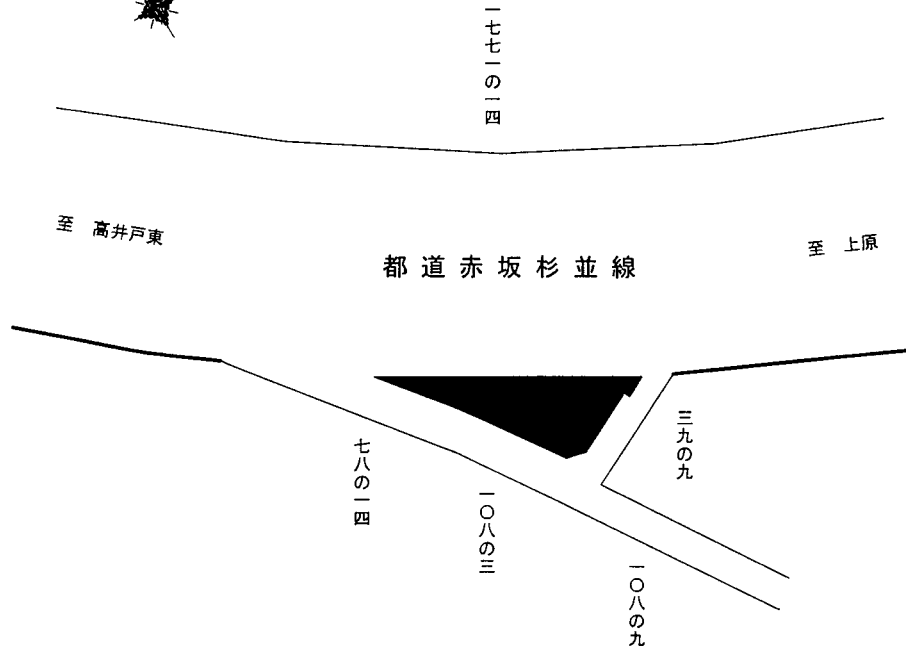
●東京都告示第千二百二十五号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

一般国道
 都道
 特別区道
 編入区域
 延長
 面積
 計画線

二八・一三メートル
 一三〇・六七平方メートル



世田谷区
松原一丁目



その関係図面は、令和二年九月三十日から起算して二週
間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和二年九月三十日
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 赤坂杉並
- 二 変更の区間 世田谷区松原一丁目三十九番九地先から
同所七十八番十四地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第千二百二十六号

平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正し、令和二年十月一日から施行する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

三の表(一)の部株式会社十八銀行の項を削り、同部株式会社親和銀行の項中「株式会社親和銀行」を「株式会社十八親和銀行」に改める。

公 告

東京体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の休館日を次のように変更する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) メインアリーナ、サブアリーナ及び研修室

開館 令和二年十月十九日、同年十一月十六日、同年十二月三十一日、同月二十八日及び同月二十九日

休館 令和二年十二月十六日及び同月十七日

(二) 陸上競技場及び健康体力相談室

開館 令和二年十月十九日及び同年十一月十六日
休館 令和二年十二月十六日から同月二十七日まで

(三) 屋内プール及びトレーニングルーム

開館 令和二年十月十九日、同年十一月十六日、同年十二月三十一日及び同月二十八日から同月三十日まで
休館 令和二年十二月十六日及び同月十七日

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

令和二年十月五日、同月十二日、同月十九日、同月二十六日、同年十一月二日、同月九日、同月十六日、同月二十四日、同月三十日、同年十二月七日、同月十四日、同月二十一日、同月二十八日及び同月二十七日

(二) 第一球技場、第二球技場、テニスコート及び硬式野球場

令和二年十月五日、同月十九日、同年十一月二日、同月十六日、同年十二月七日及び同月二十一日

(三) 補助競技場

令和二年十月五日、同月六日、同月十九日、同年十一月二日、同月十六日、同年十二月七日、同月二十一日、同月二十八日、同月三十一日

(四) 軟式野球場

令和二年十月五日、同月十九日、同年十一月二日、同月十六日、同年十二月七日、同月二十一日

日及び同月二十二日

(四) 軟式野球場

令和二年十月五日、同月十九日、同年十一月二日、同年十二月七日及び同月二十一日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場及び補助競技場

令和二年十二月二十八日から同月三十一日まで

(二) 体育館

令和二年十二月三十日

令和二年十月五日、同年十一月二日、同年十二月七日、同月二十三日及び同月二十五日

(三) 屋内球技場

令和二年十二月二十八日から同月三十日まで
令和二年十月五日、同年十一月二日及び同年十二月七日

(四) 第一球技場、第二球技場、テニスコート、軟式野球場、硬式野球場、トレーニングルーム及び弓道場

<p>開館 令和二年十二月二十八日から同月三十日まで</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。</p> <p>駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和二年九月三十日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名、期日及び開場時間 (一) 陸上競技場及び第一球技場 令和二年十月一日から同月三十一日まで 午前八時三十分から午後五時まで</p> <p>(二) 体育館 令和二年十二月三十日 午前九時から午後五時まで</p> <p>(三) 補助競技場 ア 令和二年十二月八日 午後五時から午後九時まで イ 令和二年十二月三十一日 午前八時三十分から午後四時四十五分まで</p> <p>(四) テニスコート 令和二年十月十二日、同月二十六日、同年十一月九日、同月二十四日、同月三十日及び同年十二月二十八</p>	<p>日 午後零時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>(五) 軟式野球場 令和二年十月十二日、同月二十六日、同年十一月九日、同月二十四日、同月三十日、同年十二月十四日及び同月二十八日 午前八時三十分から午後零時三十分まで</p> <p>(六) 硬式野球場 令和二年十一月九日、同月二十四日、同月三十日、同年十二月十四日及び同月二十八日 午後零時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>(七) トレーニングルーム ア 令和二年十月一日から同年十二月三十一日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日 午前九時から午後九時三十分まで イ 令和二年十月一日から同年十二月三十一日までの(一七)アの期日を除く開館日 午前七時三十分から午後九時まで</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため</p> <p>東京武道館の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。</p>	<p>令和二年九月三十日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 開館 令和二年十二月二十一日及び同月二十八日から同月三十日まで 休館 令和二年十二月十四日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。</p> <p>東京武道館の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和二年九月三十日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名 トレーニングルーム</p> <p>二 期日 令和二年十月一日から同年十二月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>三 開場時間 午前九時から午後十時まで</p> <p>四 理由 使用者の利便性の向上のため</p>
---	--	---

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について
 東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。
 令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

開館 令和二年十一月十六日

休館 令和二年十一月九日から同月十五日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保安点検のため休館する。

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。
 令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

令和二年十月一日から同年十二月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。
 令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

開館 令和二年十一月三日

休館 令和二年十一月四日

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。

武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日を次のように変更する。
 令和二年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) メインアリーナ、サブアリーナ、会議室、多目的スペース及びトレーニングルーム

開館 令和二年十月十九日、同年十一月十六日及び同年十二月二十一日

休館 令和二年十月二十一日、同年十一月十八日及び同年十二月十六日

(二) 屋内プール

開館 令和二年十一月十六日及び同年十二月二十一日

休館 令和二年十月十三日から同月二十一日まで、同年十一月十八日及び同年十二月十六日

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。

発行所 東京都印刷株式会社
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 郵便番号 163-8001
 定価 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

